

7 鹿商観第 7 号 鹿嶋市お試しチャレンジショップ整備・運営・管理業務委託 仕様書

本仕様書は、7 鹿商観第 7 号鹿嶋市お試しチャレンジショップ整備・運営・管理業務を委託するにあたり必要な事項を定めるものである。

1 業務名：

7 鹿商観第 7 号鹿嶋市お試しチャレンジショップ整備・運営・管理業務委託

2 契約期間：

契約の日から令和 12 年 3 月 31 日まで

3 業務目的：

本事業は、創業支援の一環として、受託者が空き物件等を改装するなどして物件を整備し、市内で新たに創業したいと考える方が、一定期間、お試し出店ができる環境を整備することで、低リスク（初期投資の軽減、低家賃利用など）で出店できるようになり、将来的に市内での新規出店者数の増加を目指すものである。

4 業務内容：

①物件の確保，改修等の整備業務

ア)対象エリア内に物件を確保し，その物件を改装するなどして，少なくとも 2 店舗が即時開業（飲食店を想定）できる施設基準を満たすこと。

イ)各店舗の床面積は，10 m²以上とすること。

②整備した物件の運営・管理業務

ア)受託者は，お試し出店をしたいという方を募集，選定し，一定期間貸し出す（一定期間後に出店が入れ替わる）など，整備した物件の運営をすること。

イ)受託者は，入居事業者の選定にあたっては，市，商工会とも協議すること。

ウ)受託者は，本業務の趣旨に合うよう，同一入居者の最長賃貸期間や家賃については，市と協議のうえ決定すること。

エ)入居事業者からの家賃収入については，受託者の収入とするが，入居者が不在となるなどのリスクも受託者が負うこと。

③入居事業者のサポート業務

お試し出店の後に市内での新規出店に繋がるよう，入居事業者をサポートすること。

5 予算措置：

本業務にあたり，令和 7 年度予算に加え，令和 8 年度から令和 11 年度まで債務負担行為を設定している。

6 実施エリア：

中心市街地の対象エリア内で，観光客等を相手に営業ができる場所で実施すること。

7 業務の再委託：

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、市と協議のうえ、書面により市の承諾を得たときは、業務の一部を委託することができる。受託者は再委託した業務に関する進捗管理を責任もって行うこと。

8 秘密の保持：

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

9 成果品の提出

受託者は、各年度末の3月31日に市が定める様式で業務完了報告書を提出すること。

また、あわせて、任意様式により当該年度内に実施した内容を取りまとめた報告書を提出すること。

10 その他

①受託者は、委託業務を円滑かつ適正に進めるため、必要に応じて市との打合せや協議を行うこと。

②市は、必要がある場合には、受託者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができるものとする。

③契約金額には、委託契約の履行に必要となる一切の経費を含むものとする。なお、災害等の影響等により、業務の一部について中止を決定した場合等は、実費に応じて契約額を減額変更することがあるものとする。

④本仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により進めるものとする。